

台湾「洗錢防制法」の改定による主な修正内容 (2017年6月28日適用)

現行 (旅客のみ)	改定後 (旅客及び一般貨物、郵送品などが含む)
<p>台湾元：上限 10 万元。超えた場合、台湾中央銀行に許可を申込み<b>(事前)</b>、許可証明を税関に提出すること。無許可の超過部分を持込めない。</p> <p>外貨：上限 1 万米ドル相当。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> すること。無申告や虚偽申告の超過部分は没収する。</p> <p>人民幣：上限 2 万元。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> 後、一時預かりとなり、出国する際に返還される。無申告や虚偽申告の超過部分は没収される。</p> <p>有価証券 (無記名のトラベラーズ・チェック、その他の小切手、約束手形、為替手形、或いは台湾または外国で権利を行使できるその他の有価証券をさす)：上限 1 万米ドル相当。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> すること。無申告や虚偽申告の場合相当額の罰金が科せられる。</p> <p>金：上限 2 万米ドル。超えた場合、台湾經濟部国際貿易局に輸入許可証を申請し<b>(事前)</b>、許可証を税関に提出する。無許可の超過部分は持込めない。</p>	<p>台湾元：上限 10 万元。超えた場合、台湾中央銀行に許可を申込み<b>(事前)</b>、許可証明を税関に提出すること。無許可の超過部分は<b>没収される</b>。</p> <p>外貨 <b>(香港やマカオドルを含む)</b>：上限 1 万米ドル相当。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> する。無申告や虚偽申告の超過部分は没収する。</p> <p>人民幣：上限 2 万元。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> 後、一時預かりとなり、出国する際に返還される。無申告や虚偽申告の超過部分は没収される。</p> <p>有価証券 (無記名のトラベラーズ・チェック、その他の小切手、約束手形、為替手形或いは台湾または外国で権利を行使できるその他の有価証券をさす)：上限 1 万米ドル相当。超えた場合、税関に申告<b>(出入国時)</b> する。無申告や虚偽申告の場合相当額の罰金が科せられる。</p> <p>金：上限 2 万米ドル。超えた場合、台湾經濟部国際貿易局に輸入許可証を申込み<b>(事前)</b>、許可証を税関に提出する。<b>無申告や虚偽申告の超過部分相当額の罰金が科せられる</b>。</p> <p><b>その他：マネーロンダリングに利用される恐れのある品物 (ダイヤモンド、宝石及びプラチナ、半製品や完成した宝石、アクセサリなどを含む)：上限 50 万台湾元相当額。超えた場合は税関に申告 (出入国</b></p>

	時) すること。無申告や虚偽申告の超過部分相当額の罰金が科せられる。
--	------------------------------------

\* 日本語訳と中国語法規規定原文に不一致がみられる場合は、中国語の法規規定に従ってください。